

改正

令和4年12月14日条例第19号

富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定施設」という。）の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 指定管理者を選定する基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 指定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (8) その他市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請の受付期間内に市長等に申請しなければならない。

- (1) 指定施設の管理に係る事業計画書
- (2) 指定施設の管理に係る収支計画書
- (3) 申請団体の組織及び活動の状況を記載した書類
- (4) 申請団体の財務の状況を記載した書類
- (5) その他市長等が必要と認める書類

(指定候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める申請団体を指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し、利用者の平等な利用の確保が図られるものであること。
- (2) 指定施設の設置目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮し、適切かつ効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

（公募によらない指定候補者の選定）

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらずに指定候補者を選定することができる。

- (1) 指定施設の性格、規模、機能等を考慮し、当該施設の設置目的に応じた管理を適切かつ効率的に実施できる団体であると認めるとき。
- (2) 公募に対し応募がないとき。
- (3) 申請団体のいずれもが第4条各号に掲げる選定基準に照らし、適当と認められないとき。
- (4) 指定候補者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。
- (5) 指定候補者に選定された団体が第8条第1項に規定する協定を締結しないとき。

2 市長等は、前項の規定により指定候補者を選定しようとするときは、当該選定しようとする団体に必要な書類の提出を求め、その適否について総合的に判断するものとする。

（選定結果の通知）

第6条 市長等は、前2条の規定により指定候補者の選定を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を申請団体及び指定候補者に通知しなければならない。

（指定管理者の指定）

第7条 市長等は、第4条及び第5条の規定により選定した指定候補者を法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。この場合において、市長等は、指定施設の管理上必要な条件を付することができる。

2 市長等は、前項の規定による指定管理者の指定をしたときは、速やかにその旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、指定期間の開始前に、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号の事業計画書に関する事項
- (2) 事業報告に関する事項
- (3) 指定施設の管理に要する費用に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 指定施設の管理における個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第15条において同じ。）の保護に関する事項
- (7) 指定施設の管理における情報の公開に関する事項
- (8) その他市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長等は、指定施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

3 第1項に規定する指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第7条第2項の規定を準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する指定施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 管理している施設の利用状況

(3) 管理に要した経費の収支状況

(4) その他管理の実態を把握するために必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、市長等が指定する日までに、当該処分等を受けた日までの期間に相当する事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき（当該指定期間の満了後引き続き指定管理者に指定された場合を除く。）、又はその指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定施設及びその設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長等の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により管理する指定施設若しくはその設備を損壊し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(市長等による管理)

第14条 市長等は、指定管理者の指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の特別の事情により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難と認めるときは、指定管理者に代わりその管理が必要となる期間、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(個人情報の安全管理)

第15条 指定管理者は、指定施設の利用者等に係る個人情報の適切な保護及び管理を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するものとする。

(情報公開)

第16条 指定管理者は、指定施設の管理の業務に関して保有する情報の公開を推進するため、富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）第24条第1項の規定により必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(富津市個人情報保護条例の一部改正)

- 2 富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(富津市情報公開条例の一部改正)

- 3 富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和4年12月14日条例第19号抄）

(施行期日)

- 第1条** この条例は、令和5年4月1日から施行する。